

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加藤 一邦

鯖江市監査委員 石川 修

### 公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 鯖江市環境教育支援センター  
(2)指定管理者 特定非営利活動法人 エコプラザさばえ  
(3)施設の所管課 産業環境部環境政策課
- 3 監査の期日 調査期間 令和5年9月5日から令和5年9月21日まで  
監査委員による監査期日 令和5年9月21日(木)
- 4 監査の範囲 令和4年度に執行された公の施設の管理に係る出納およびその他の事務の執行状況
- 5 監査の方法 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。  
監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。



② 利用件数

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和4	37	35	30	47	16	26	30	32	32	30	22	31	368
令和5	20	23	21	24	-	-	-	-	-	-	-	-	88

※令和5年度の数值は、令和5年7月末現在

4 収支決算書

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	内 訳
負担金	150,000	275,412	参加者負担金
委託料	25,000,000	25,000,000	指定管理料
雑収入	100,000	335,212	預金利息等 使用料94,600円
収入計	25,250,000	25,610,624	

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	内 訳
施設管理運営費	7,670,000	8,256,214	
消耗品費	760,000	705,218	事務用品・コピー機使用
燃料費	285,000	265,413	車両燃料代等
新聞図書費	81,000	95,698	
光熱水費	1,300,000	1,439,108	電気料、水道料
修繕費	200,000	185,368	昇降機バッテリー取替、エアコン修繕等
車両費	278,000	27,759	車検整備費
雑費	0	440	不燃ごみ
通信運搬費	283,000	401,687	電話、郵便料等
保険料	230,000	163,500	自動車保険等
手数料	42,000	88,215	車検時手続き費用、PC設定作業、振込手数料等
委託料	1,600,000	2,454,017	施設清掃、機械器具保守点検等
使用料・賃借料	345,000	260,436	コピー機リース代
備品購入費	50,000	0	
職員研修費	50,000	95,880	研修負担金、旅費
負担金	10,000	39,800	社会保険協会・防火管理責任者講習費、カード年会費
公課費	1,418,000	1,293,705	自動車税、法人・市県民税（均等割）、消費税等
予備費	18,000	0	
夜間管理費	720,000	739,970	夜間管理2名
環境啓発・教育事業	3,580,000	4,186,055	
環境啓発・教育事業	3,580,000	4,186,055	環境フェア、こどもエコクラブ ほか
人件費	14,000,000	13,081,735	
給与賞与	11,650,000	10,855,660	事務局長1名、正職員2名分
通勤手当	350,000	115,225	
法定福利費	2,000,000	2,110,850	
支出計	25,250,000	25,524,004	

収入計 - 支出計	0	86,620	
-----------	---	--------	--

### 第3 監査の結果

鯖江市環境教育支援センターの指定管理者の事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、一部の指摘事項および改善事項を除き、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、下記の指摘事項および改善事項については、適切な措置を講じ、改善に取り組みたい。

#### 1 指摘事項

##### (1) 利用料金について【指定管理者・所管課】

減免団体の減免処理漏れがあった。適正に処理し、再発防止に努められたい。

また、条例では営利目的利用時の加算使用料の規定があるが、営利利用の判断についてあいまいな点が見受けられる。所管課と協議し、空調利用時の計算方法も含めその基準を明確にしておくこと。

#### 2 改善事項

##### (1) 施設および設備の維持管理業務について【指定管理者・所管課】

事業内容の事前報告、電気工作物保安業務、廃棄物の処理について、管理運営業務仕様書のとおりに行われていない。指定管理者は仕様書に応じた業務を行うこと。

なお、仕様書が実態に合わない場合には、所管課と指定管理者で協議を行い、仕様書の変更を検討すること。

##### (2) 契約に定められた報告および承認事項について【指定管理者・所管課】

自主事業計画、維持管理計画、次年度事業計画および収支計画書について、基本協定書または管理運営業務仕様書のとおりに報告がされていない。指定管理者は仕様書のとおりに報告を行い、所管課は適宜報告を求め、承認を行うこと。

##### (3) 備品の取扱いについて【指定管理者・所管課】

備品と消耗品の区別（備品となる物の範囲）、購入した場合の所有権、仕様書に記載されている任意購入の意味について所管課と協議し、明確にしておくこと。

#### 3 意見

##### (1) 還付基準について【指定管理者】

基本協定書の管理運営業務仕様書において、利用料金を還付する場合、あらかじめ還付基準を作成し市長の承認を得ることとある。必要に応じて作成を検討されたい。